

鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会について【概要】

1 設置目的等

鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会（以下「審議会」という。）は、火葬場使用料及び不燃物処理手数料（以下「使用料等」という。）に関する事項について、使用料等の徴収における客観性及び公平性を確保するため、学識経験者等の知見や圏域住民の意見を踏まえ調査審議するために設置したものです。

今年度においては、来年度からの使用料等の見直しについて審議を行うこととしている。

なお、使用料等の見直しは、今後定期的に行うこととしており、その都度、審議会を設置することとしている。

2 審議会委員

(1) 人数

7名（資料 1 - 2 「委員名簿」を参照）

(2) 委員構成

学識経験を有する者、各種団体を代表する者、地域住民を代表する者

(3) 委員任期

委嘱の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 報酬

出席 1 回 7, 200 円

3 審議会スケジュール（予定）

令和 7 年 7 月 1 日	第 1 回 審議会（諮問）
7 月～9 月	第 2 回 審議会（使用料等改定の審議） 第 3 回 審議会（使用料等改定の審議） 第 4 回 審議会（答申）

4 資料

○鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会条例（資料 1 - 3 参照）

【参考】

○答申後のスケジュール

令和 7 年 9 月～11 月	答申内容について関係市町村と協議 （改定を行う場合） ・使用料等改定案について関係市町村と協議
令和 7 年 11 月	組合議会定例会 ・条例改正案を提案・可決
令和 7 年 12 月～ 令和 8 年 3 月	周知期間
令和 8 年 4 月	改正条例施行 ・新使用料等の適用開始